

下記のとおり懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1 上下水道部の懲戒処分

被 処 分 者 の 所 属 ・ 職 位	上下水道部 主査	年齢	40代
処 分 年 月 日	令和8年7月22日		
処 分 量 定	停職4月		
事 案 の 概 要	当人は、令和8年4月10日（金）、午後6時頃から午後9時頃まで山形駅前の飲食店において、職場の懇親会で飲酒した後、帰宅途中の電車内で居眠りをし、目的駅を乗り過ごして、村山駅で下車した。その後、自己所有でない自転車に乗り、自宅へ向かって走行していた午後11時30分頃、天童市北久野本地内の路上にて警察官に呼び止められた。その場で、呼気検査が実施され、検査の結果、道路交通法違反（酒気帯び運転）で検挙された。 酒気帯び運転については、令和8年6月18日に道路交通法違反で起訴され、同月25日付けで山形簡易裁判所から罰金10万円の略式命令を受けた。 また、本事案の調査の過程で、当人が故意に住所変更届等を提出せず、令和7年1月から令和8年4月までの間、住居手当総額80,000円を不適正に受給していたことが判明した。		

2 上記1の管理監督に係る処分

管理監督者4名に文書訓告の措置を同日付で行っています。